

# 山梨県庁舎広告付き案内板設置事業者 募集要項 (一般競争入札)

広告付き案内板の設置を目的とする県有財産の貸付の相手方（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により募集します。

一般競争入札に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上で参加してください。

## 1 入札に付する事項

### (1) 貸付物件

施設名 「山梨県庁

所在地 甲府市丸の内1-6-1

貸付番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	その他
1	本館1階エレベーター ホール壁面部	0.52m <sup>2</sup> (幅3473mm×高さ2100 mm×奥行150mm以内)	1台	別添仕様書のとおり

### (2) 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(貸付期間の更新はありません。)

### (3) 用途

広告付き案内板の設置・運営に限ります。

### (4) 貸付の形態

広告付き案内板の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、山梨県が設置事業者に対し、行政財産である建物又は土地の一部を賃貸する方法により行います。

### (5) 貸付料

貸付料は、一般競争入札による落札金額とします。毎年度4月30日(土曜日、日曜日また場休日等にあたる場合においては、これらの日後において最も近い山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)第1条第1項に定める県の休日(以下、「県の休日」という。)でない日)までに、貸付料のうちの当該年度分を納付していただきます。各年度の貸付料の額は、貸付料を貸付期間に係る月数(1月に満たない部分については1月とみなす。)で除した額に各年度の月数を乗じた額とします。

なお、各年度の貸付料の額に端数が生じた場合は、1年目に加算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料に一致させるものとします。貸付物件が建物の一部である場合は、貸付料は消費税及び地方消費税が課された額となります。貸付物件が土地の一部である場合は、原則として消費税及び地方消費税は課されません。

### (6) 必要経費

広告付き案内板に必要となる電気料等の必要経費については、設置事業者の負担となります。必要経費を算定するため、設置事業者の負担で専用の子メーターを設置してください。

必要経費は、原則として毎月徴収します。設置事業者あてに毎月納入通知書を送付しますので、指定された納期限までに支払ってください。

### (7) 禁止事項

- ・ 貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることはできません。また、貸付物件の形質を変更すること、貸付物件に構築物を設置することはできません。
- ・ この契約に基づく一切の業務を第三者に委託することはできません。

### (8) 貸付物件の仕様、位置

別添「仕様書」及び「位置図」のとおり。

## 2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- ② 広告付き案内板の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 山梨県税を滞納していないこと。（山梨県内に本店、支店、営業所を有する者に限る。）
- ⑤ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。（※）
- ⑥ この公告の日から開札までに山梨県から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。

※ ⑤物品等競争入札参加資格者名簿に登載されるためには、事前に「山梨県物品等競争入札参加資格」の申請が必要となります。

申請にあたっては、県のホームページに「物品等競争入札参加資格」の新規申請方法が詳しく掲載されておりるので、（トップ>県政情報・統計>入札・公共事業関係>入札・契約・結果>入札参加資格・入札方式>「物品等競争入札参加資格」新規申請方法）を参考に申請をしてください。新規の申請は随時受け付けしております。

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/shinki/shinki01.html>

◎物品等競争入札参加資格審査に関する問い合わせ先

山梨県出納局管理課調度担当（電話055-223-1395）

## 3 現地説明会

開催しない。

## 4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参又は郵送してください。

また、申込期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できませんので、ご留意ください。

### (1) 提出書類(各1部)

- ① 一般競争入札参加申込書（様式第1）
- ② 誓約書（様式第2）
- ③ 申込人確認書類（発行日から3ヶ月以内のものに限る。）  
　　〈法人の場合〉・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）  
　　〈個人の場合〉・・・住民票

※ 原則、原本の提出が必要ですが、原本と写しを持参した場合は、確認後に原本をお返しします。

- ④ 業務実績申告書（様式第3）
- ⑤ 山梨県税の納税証明書（発行日から3ヶ月以内のものに限る。）

※山梨県内に本店、支店、営業所を有する者に限る。

### (2) 申込期間

令和5年2月6日(月)から令和5年2月13日(月)までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日山梨県条例第6号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで、

及び午後1時から午後5時まで（郵送の場合は、令和5年2月6日（月）から令和5年2月13日（月）までの消印有効）

（3）申込場所

山梨県総務部庁舎管理室（甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館4階）

5 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、入札日の1週間前までに「入札参加資格確認通知書」を申請者あて送付します。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができます。なお、この通知書が入札の1週間前を過ぎても到着しないときは、必ず「11 問い合わせ先」に電話で問い合わせてください。

6 入札

（1）入札及び開札の日時及び場所

日 時：令和5年2月22日（水）午後2時

場 所：防災新館4階408会議室

（2）入札の受付

- ・入札受付は、入札会場にて、入札日時の30分前から10分前まで行います。
- ・受付時間に遅れた場合は、入札に参加しないものとみなし、入札に参加できません。
- ・「入札参加資格確認通知書」及び身分証明書を提示してください。
- ・入札会場の都合により、入室できる方は1申込みにつき1名までとします。

（3）入札当日持参するもの

- ・「入札参加資格確認通知書」
- ・「印鑑」

一般競争入札参加申込書に押印した申込人の印を持参してください。ただし、代理人が入札参加する場合には、申込人（委任者）の印は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した代理人使用印を持参してください。

- ・「身分証明書」

申込人又は代理人であることを証明できるもの（例：運転免許証など）。

- ・「委任状」

代理人により入札する場合は、様式第4をコピーして作成し持参してください。

- ・「入札書」

入札当日にも入札書用紙を配りますが、あらかじめ、入札書を作成しておく場合には、様式第5-1をコピーして作成し持参してください。

（4）入札保証金

免除

（5）入札の方法等

- ・入札書は、入札者又はその代理人が直接提出してください。（郵送による提出はできません。）
- ・入札書は、貸付物件番号ごとに作成し、提出してください。
- ・代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。
- ・提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- ・入札書に記載する金額は、契約希望金額（貸付期間中の貸付料総額）の110分の100に相当する金額を記入してください。

（6）無効な入札

- ・入札に参加する資格のない者がした入札
- ・入札に関して不正の行為があった入札
- ・入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札
- ・同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- ・1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は1人で2以上の代理を

### した者の入札

- ・ 入札書の入札数字を訂正した入札
- ・ 担当職員の指示に従わない者がした入札
- ・ 「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

## 7 落札者の決定

### (1) 開札

- ・ 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- ・ 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山梨県職員を立ち会わせて開札を行ないます。

### (2) 落札者の決定

- ・ 県が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。
- ・ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。
- ・ 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を発表します。また、落札者がないときは、最高の入札価格を発表します。

#### [再度入札]

- ・ 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
  - ・ 再度入札は、1回のみ行います。
  - ・ 再度入札に参加できる方は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
  - ・ 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高の入札額を上回る金額で入札してください。上回らない入札は無効となります。
  - ・ 再度入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高の入札額をもって入札した方と協議し、見積書（様式第5-3）の提出を受け、予定価格以上の金額で採用者を決定し、随意契約することがあります。
- また、協議の結果、採用者があるときは、採用者の氏名（法人の場合はその名称）及び採用金額を発表します。

## 8 入札結果等の公表

落札者名及び落札金額等について、県ホームページ等で公表を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 9 契約の締結等

入札後、落札者又は採用者は、行政財産貸付申請書を県が指定する期日までに提出してください。

申請に基づき、落札者又は採用者を改めて設置事業者として決定しますので、次の提出書類を県が指定する期日までに提出場所まで持参又は郵送して、別添の契約書にて契約を締結してください。

### (1) 提出書類

- ① 契約書2部（様式第6-1(建物用)の契約書を2部）
- ② 印鑑登録証明書

※ 発行日から3ヶ月以内のものに限る。

※ 原本と写しを持参した場合は、確認後に原本をお返しします。

### (2) 提出場所

山梨県総務部庁舎管理室（甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館4階）

### (3) その他

- ・ 設置事業者として決定した者が提出期間内に提出書類を提出せず、契約を締結しない場合には、設置事業者となる効力を失います。
- ・ 貸付契約は申込人名義で行います。
- ・ 契約締結に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。
- ・ 契約を辞退する場合は、違約金が発生します。また、指名停止の対象となる場合があります。

## 10 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めるところによるものとします。

## 11 問い合わせ先

山梨県総務部庁舎管理室

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館4階

電話 055-223-1391

### ※参考データ

#### (1) 利用可能日

土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く毎日

#### (2) 利用可能時間

午前8時から午後6時まで

#### (3) 利用想定人数

本館来庁者 約1,000名／日

本館職員数 約840名

# 仕 様 書

## 1 貸付物件

- (1) 施設名 山梨県庁
- (2) 所在地 甲府市丸の内1-6-1
- (3) 貸付場所 本館1階エレベーターホール北側の壁面部（別紙の位置図を参照）

## 2 広告付き案内板の仕様

### (1) 規格

- ・幅3473mm×高さ2100mm×奥行150mm以内
- ・55インチ程度の液晶タッチモニターを、県の映像コンテンツ用と広告用の2箇所設置
- ・LEDバックライトを光源とする県の地図情報案内表示板を1箇所設置
- ・表示面は視認しやすい素材、色使いとし、表示内容を容易に更新しやすい構造とする
- ・状況に応じて電源の入切及び調光できるものとし、また、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なもの
- ・映像コンテンツ用モニターには、ループ機能を設ける
- ・パンフレットラックを設ける（9個程度）

### (2) 地図情報

- ・地図は本体内に収まるようにし、山梨県全体が分かる地図を掲載すること
- ・地図には、本県が指定する情報を分かりやすく表示すること
- ・地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れた、ユニバーサルデザイン及び色覚障害者に配慮した配色等でのバリアフリー・デザインを採用すること
- ・国土交通省の監修による「バリアフリー整備ガイドライン」に沿ってデザインすること
- ・携帯電話、スマートフォンによるQRコードの読み取り及び非接触ICカードリーダーライターにより、地図情報、公共施設、ルート案内を表示できること
- ・施設の位置、名称に変更が生じた場合は速やかに修正すること

### (3) デザイン等

- ・デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものであること
- ・可能な限り、多言語表記に努めること

## 3 広告

- (1) 広告主の広告を表示し、画像・名称・電話番号等について表示すること。
- (2) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- (3) 広告は全体面積の概ね30%以内とすること。
- (4) 広告主、広告の内容等については、「山梨県広告事業実施要綱」及び「山梨県広告事業掲載基準」を遵守するとともに、事前に県の審査を受け、その承認を得たものとする。

## 4 維持管理責任

- (1) 設備の状態は良好に保つこと。
- (2) 案内板は庁舎に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講じること、破損等により、庁舎の利用者等に危険を生じさせることのないこと。なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
- (3) 事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正の行為をしないこと。
- (4) 事業者は、広告の記載により県又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決すること。
- (5) 事業者は、広告事業について県と締結した契約に基づく権利を第三者に譲渡しないこと。
- (6) 案内図及び広告に関する問い合わせ先を明確に表示すること。

## 5 広告内容の修正・削除

県は、広告主及び広告内容が広告事業掲載基準及び関連法令に違反しているとき、又は、庁舎において掲載するものとしてふさわしくないと判断したときは、事業者に対し広告内容の修正又は削除を求めることができる。この場合、当該変更及び修正に要する費用は事業者の負担とし、県に納入すべき貸付料の減額を行わないこと。広告主又は事業者に対して県は賠償の責任を負わないこととする。

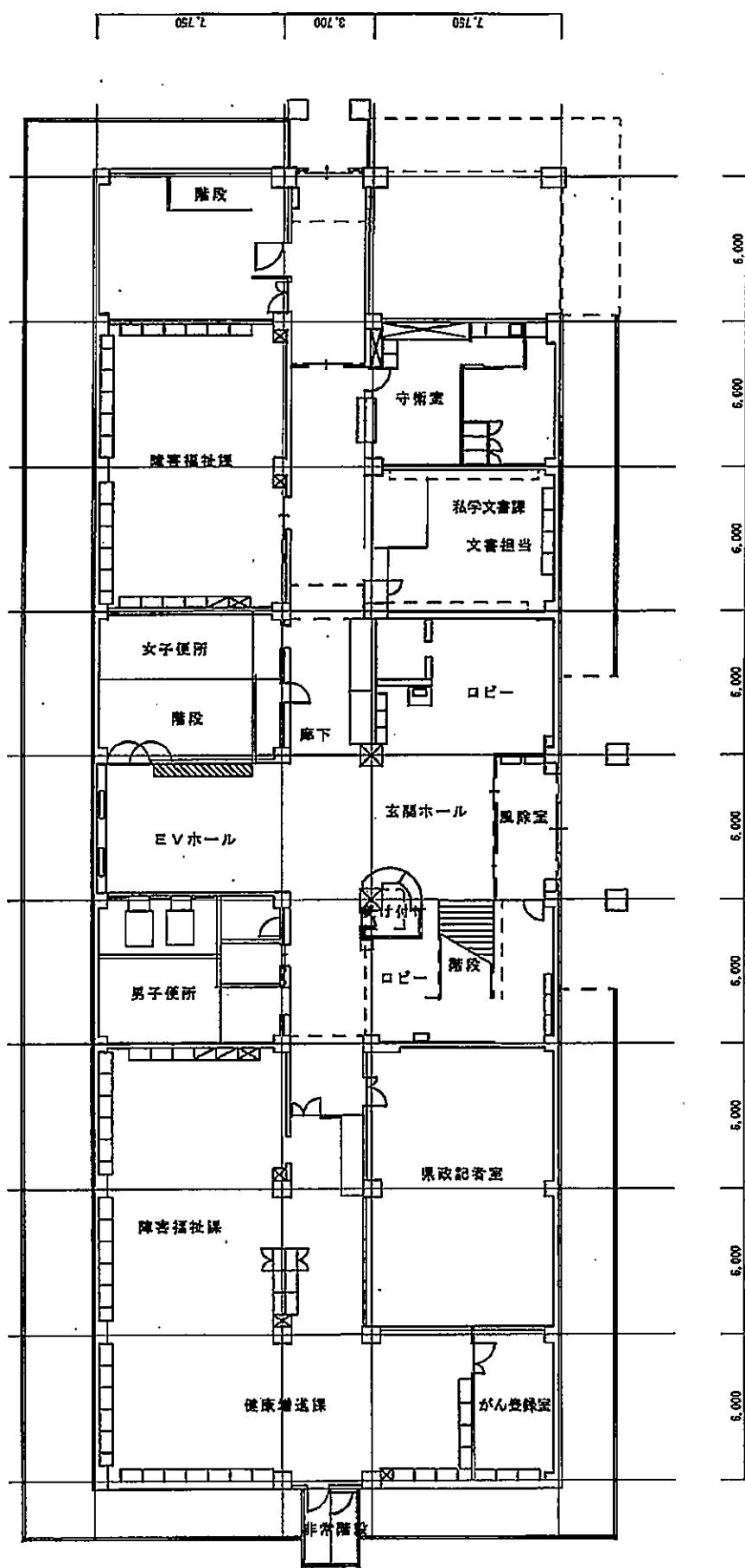
## 6 著作権等

- (1) 事業者は、案内図及び広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本事業による案内板に掲載される写真又は画像データ等を、県の事業の紹介等の行政目的のために、県が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者はその利用を承諾するとともに、広告主からも承諾を得るよう努めること。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はその恐れがある場合はこの限りではない。

## 7 その他

- (1) 合理的な理由により、案内板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従うこと。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は事業者の負担とする。
- (2) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず案内板の設置場所を変更する必要があるときは、協議の上変更を可能とすること。
- (3) この仕様書に明記されていない事項については、県と協議の上決定すること。

## 位置図



本館 1階レイアウト図

## 一般競争入札参加申込書

令和5年 月 日

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

申込人 住所又は所在地  
 氏名又は名称  
 及び代表者名  
 電話番号 ( )

印

次の広告付き案内板設置場所の貸付けに係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額等を公表することについて同意します。

## 1 入札を希望する貸付物件の区分

施設名：山梨県庁本館

所在地：甲府市丸の内1-6-1

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数
1	本館1階エレベーター ホール壁面部	0.52m <sup>2</sup> (幅3473mm×高さ2100mm ×奥行150mm以内)	1台

## 2 添付書類(各1部)

- ① 証約書(様式第2)
- ② (法人) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、(個人)住民票の写し  
※ 発行後3ヶ月以内のものに限る。
- ③ 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書(様式第3)

## 3 担当者名等

担当者名 \_\_\_\_\_  
 所属部署 \_\_\_\_\_  
 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_  
 電子メール \_\_\_\_\_

誓 約 書

令和5年 月 日

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、山梨県庁本館の広告付き案内板設置場所の貸付に係る一般競争入札への参加申込みに当たり、募集要項の記載事項を承諾し、次の要件のいずれにも該当していることを誓約します。

事実と相違することが判明した場合には、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 広告付き案内板の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 山梨県税を滞納していないこと。（山梨県内に本店、支店、営業所を有する者に限る。）
- (5) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) この公告の日から開札までに山梨県から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。

## 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎幸太郎殿

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号 ( )

私は、山梨県庁本館の広告付き案内板設置場所の貸付けに係る一般競争入札への参加申込みに当たり、次のとおり申告します。

事実と相違することが判明した場合には、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1 広告付き案内板の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている実例

設置場所の所有者	設置施設の名称等	所在地	設置台数	設置期間

## (記載上の留意点)

- ・国、地方公共団体の施設での実例があれば、優先して記載すること。
- ・複数の実例がある場合は、直近のものを3件まで記載すること。
- ・設置場所の所有者が、団体又は民間企業等の場合は団体名又は企業名を、個人の場合は、「民間私人」と記載すること。
- ・設置施設の名称等の欄には、施設名(○○県庁、○○市役所等)を記載すること。

2 山梨県内における本店、支店、営業所又は事業所等の名称及び所在地

名 称	所 在 地

委任状  
令和 年 月 日

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、(住所)

(氏名)

代理人使用印  
(認印可)

を代理人と定め、次の貸付物件の一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

施設名：山梨県庁本館

所在地：甲府市丸の内1-6-1

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数
1	本館1階エレベーター ホール壁面部	0.52m <sup>2</sup> (幅3473mm×高さ2100mm ×奥行150mm以内)	1台

(注意)

- ・申込人は入札参加申込書と同じ印を押印してください。
- ・代理人は、代理人が入札で使用する印(認印可)を押印してください。
- ・付帯する権限として、協議による随意契約に係る見積書の提出を含むものとします。

## 入札書（第一回）

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

(申込人)

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号

( )

(代理人)

住所

氏名

印

次の広告付き案内板設置場所の貸付料として、募集要項の記載事項を承諾した上で、次のとおり入札します。

施設名：山梨県庁本館

所在地：甲府市丸の内1-6-1

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	入札金額						
			百万	十万	万	千	百	十	円
1	本館1階エレベーターホール壁面部	0.52m <sup>2</sup>							

### （注意事項）

- ・記載する金額は、契約希望金額（貸付期間中の貸付料総額）の110分の100に相当する金額を記入すること。
- ・金額の数字はアラビア数字（0, 1, 2, 3, ...）を用い、頭に空欄がある場合は、「金」の文字を記入すること。
- ・金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。
- ・代理人が入札する場合、申込人の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（印は不要）、電話番号及び代理人の住所、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。

## 見 積 書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

(申込人)

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号 ( )

(代理人)

住所

氏名

印

次の広告付き案内板設置場所の貸付料として、募集要項の記載事項を承諾した上で、次のとおり見積もりします。

施設名：山梨県本館

所在地：甲府市丸の内1-6-1

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	見積金額						
			百万	十万	万	千	百	十	円
1	本館1階エレベーターホール ル壁面部	0.52m <sup>2</sup>							

### (注意事項)

- 記載する金額は、契約希望金額（貸付期間中の貸付料総額）の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 金額の数字はアラビア数字（0, 1, 2, 3, ...）を用い、頭に空欄がある場合は、「金」の文字を記入すること。
- 金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。
- 代理人が入札する場合、申込人の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（印は不要）、電話番号及び代理人の住所、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。

様式6－1（貸付場所が建物内の場合）

## 県有財産賃貸借契約書

貸付人山梨県（以下「甲」という。）と借受人  
次の条項により県有財産について賃貸借契約を締結する。

（以下「乙」という。）とは、

### （信義誠実等の義務）

第1条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

### （貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
山梨県庁	甲府市丸の内1-6-1	本館1階エレベーターホール壁面部	0.52m <sup>2</sup>	1台

### （用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「広告付き案内板の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

### （貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### （契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行なわないものとする。

### （貸付料）

第6条 貸付料は、金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇円）とし、各年度に属する貸付料は、次に掲げる額とする。

年度	貸付料（年額）
令和5年度	〇〇〇〇円
令和6年度	〇〇〇〇円
令和7年度	〇〇〇〇円
令和8年度	〇〇〇〇円
令和9年度	〇〇〇〇円

### （貸付料の支払）

第7条 乙は、貸付料の支払いについて、甲の発行する納入通知書にて、各年度の年額を毎年度4月30日（土曜日、日曜日又は休日等に当たる場合においては、これらの日後において最も近い山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に定める県の休日でない日）までに納付するものとする。

### （必要経費の支払）

第8条 広告付き案内板の設置・運営に必要となる電気料等の必要経費については、乙が負担するものとする。

2 電気料等の必要経費を算定するため、乙は、乙の負担で専用の子メーターを設置するものとする。

3 電気料等の必要経費は、原則として毎月徴収するものとし、甲は乙あてに毎月納入通知書を送付し、乙はそれを支払うものとする。

4 電気料等の必要経費の額は、貸付場所を包含する施設全体の電気料等の支払金額に、貸付場所を包含する施設全体の電気料等の総使用量に対する子メーターの使用量の割合を乗じた額とする。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条及び第8条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び必要経費（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、免除する。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他本契約の内容に適合していないものがあることを発見しても、甲に対し、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(費用負担)

第14条 広告付き案内板の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(一括委託の禁止)

第15条 乙は、本契約に基づく広告付き案内板設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第16条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対し求償することができるものとする。

(毀損)

第17条 甲は、設置された広告付き案内板の毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(禁止義務)

第18条 乙は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすること。
- (2) 甲の承諾なく貸付物件の形質を変改すること。
- (3) 甲の承諾なく貸付物件に構築物を設置すること。

(違約金)

第19条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 仕様書に定める義務に違反した場合

　　金〈貸付料の3分1に相当する額〉円

- (2) 第3条、第14条及び第17条に定める義務に違反した場合

　　金〈貸付料に相当する額〉円

- (3) 第20条第1項、同条第3項及び第4項に該当する場合

　　金〈貸付料に相当する額の100分の10〉円

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第22条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしな

い。

(契約の解除)

- 第20条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
- 2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第5項において準用する同法第238条の5第4項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 貸付料等その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
  - (2) 甲に提出した申込書、提出書類等の内容について虚偽の事実が認められたとき。
  - (3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
  - (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
  - (6) 甲の書面による承諾なく、乙が1か月以上貸付物件を使用しないとき。
  - (7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
  - (8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
  - (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
  - (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
  - (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
- 4 甲は、乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(原状回復)

第21条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第23条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第20条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、修繕費その他の費用があつてもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴の管轄は、山梨県庁所在地を管轄区域とする甲府地方裁判所とする。  
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各自その1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 印

乙 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

※契約書の末尾に、別紙として、仕様書及び位置図を添付する。